

# すくも 市議会だより

第79号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

## 定例会の概要

第三回定例会は、平成二十七年九月一日に開会し、十六日間の会期で九月十六日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「平成二十六年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案十三件、「平成二十七年年度一般会計補正予算」など予算議案四件、「宿毛市行政手続条例の制定について」など条例議案五件、人事議案一件、その他の議案十件の合計三十三議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案十三件を除いて、いずれも原案どおり可決されました。

市政に対する一般質問は、七日及び八日並びに九日の三日間に十人の議員が質問に立ちました。また、九日には議案に対する質疑が行われました。議会に提出された請願・陳情は、「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出」など三件が審議され、二件が不採択、一件が閉会中の継続審査となりました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

### 補正予算

#### ◎一般会計(議案第一五号)

今回の補正予算は、総額で一億八千三十三万四千円が増額補正され、累計で百十二億百四十三万七千円となりました。

(歳出の主なもの)

- 財政調整基金積立金  
.....二千七百四十万三千元
- 子育て世帯支援事業費扶助  
.....四百六十五万円
- 幡多広域観光協議会運営事業費負担金(地方創生先行型交付金事業)  
.....千三百十三万一千円

## 第三回(九月)定例会日程

日	日	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明 議案等精査
9月1日	(火)	本会議	
2日	(水)	休会	議案等精査
3日	(木)	休会	議案等精査
4日	(金)	休会	議案等精査
5日	(土)	休会	
6日	(日)	休会	
7日	(月)	本会議	一般質問
8日	(火)	本会議	一般質問
9日	(水)	本会議	一般質問、議案質疑
10日	(木)	休会	委員会審査(総務・予算)
11日	(金)	休会	委員会審査(産業・予算)
12日	(土)	休会	
13日	(日)	休会	
14日	(月)	休会	
15日	(火)	休会	
16日	(水)	本会議	委員会審査(予算) 委員長報告、質疑 討論、表決、閉会

- 市道田ノ浦小学校前線の維持工事費  
.....六百万円
- 橋上小学校体育館の耐震補強工事費  
.....三千六百六十四万四千元
- 沖の島小学校体育館の耐震補強工事費  
.....四千三百十五万二千元
- 松田川小学校校舎の改修工事費  
.....五百六十八万八千元
- 平田小学校体育館の防水改修工事費  
.....四百九十九万七千元
- レスリングマット購入費(地方創生先行型交付金事業)  
.....千三十二万八千元

# 条 例

◎宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」通称「マイナンバー法」の施行に伴い、特定個人情報の取扱い規定を追加する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものです。

◎宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

本年十月からマイナンバーの通知カードや個人番号カードが送付されることに伴い、カードの再発行手数料を徴収する規程を新たに設けるものです。また、戸籍の一部事項証明書及び除かれた戸籍の一部事項証明書について、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づき、交付手数料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

# そ の 他

◎幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更、規約の一部変更及び財産処分について（追認）

議案第二八号から議案第三〇号までの三議案は、去る二月に幡多広域市町村圏事務組合が過去に譲渡した組合立の施設について、議会議決を経ずに譲渡していることが判明したため、地方自治法第二九〇条の規定により議会の議決を求めるものです。第二八号と第二九号は、千寿園・大月荘・かわせみの特別養護老人ホ

ームの三施設について、事務の廃止と財産処分をするものです。第三〇号は、太陽の家・幡多郷土資料館・幡多公設地方卸売市場の三施設について、共同処理する事務の変更及び規約の変更に伴い財産処分をするものです。



## ▼ 請 願 ・ 陳 情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件 名	議決結果
請願 第1号	伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について	不採択
陳情 第5号	愛媛県知事に伊方原発の再稼働問題の「公開討論会」開催を求める意見書の提出について	不採択
第3号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について	継続審査

## ▼ 提出された議案等 ▲

議案番号	件 名	議決結果
第1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同 意
第2号	平成二十六年宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第14号	平成二十七年宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、特別養護老人ホーム、介護保険事業）補正予算について	原案可決
第18号	宿毛市行政手続条例の制定について	原案可決
第19号	議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第20号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
第21号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第22号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
第23号	（土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町）との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
第24号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）	原案可決
第27号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）	原案可決
第28号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）	原案可決
第29号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）	原案可決
第30号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について（追認）	原案可決
第31号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	原案可決
第32号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	原案可決
第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決

# 一

# 般

# 質

# 問

第三回（九月）定例会の一般質問は、九月七日から九日までの三日間に十人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

## 空き家対策について

**問** 空き家問題に取組む庁内体制について問う。

**答** 環境課を窓口として、関係各課と連携をし、問題解決に向け取組んでいる。

**問** 宿毛市独自の空き家の実態調査について問う。

**答** 空き家等対策に関する特別措置法が施行されたことに伴い、市内全域の空き家調査を実施し実態把握に努め総合的な計画を策定する。

**問** 宿毛市が管理する施設についての実態把握について問う。

**答** 公共施設等総合管理計画の策定に取組む予定である。公共施設の取り壊しには起債が充当できることから、公共施設の管理に努める。

**問** 鵜来島地区の旧宿毛市連絡所について、大変老朽化しており長年にわたって鵜来島地区から施設の取り壊しの要望がある。島民の命に係わる大変重要な問題であり、起債も充当出来るのであれば、十二月議会に撤去予算を計上する等早急な対応が必要ではないか問う。

**答** 公共施設等総合管理計画が策定されていないので、今年度中は非常に厳しいが来年度の当初予算に予算化を予定している。

## 宿毛湾の海上自衛隊基地の誘致活動について

**問** 元防衛大臣森本敏氏が遊びで宿毛市を訪れた際、市職員二名が対応したとの報道があるが、市職員は公務中に公用車で対応したのか。

**答** 市職員二名が公務に公用車二台で対応した。

**問** 森本氏を招待した目的は何であるのかその理由を問う。

**答** 宿毛市が公式招待をしたのではなく、幡多地域に来るとの情報があったので、宿毛湾港等の利活用についてご意見をいただきました。ご要望をいたしました。

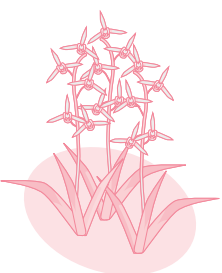
**問** 海上自衛隊の誘致活動について、尾崎知事は基地化の要望であると認識しており、明確に市長の考えと違っているがその対応について問う。

**答** 宿毛市が要望していることについて誤解があるとすれば、きちつと説明していく。

## 安全保障関連法案について

**問** 歴代の自民党政権は集団的自衛権については「日本国憲法第九条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」としてきた。しかし、憲法解釈を変更してこれを容認する戦争法案は、明確に違憲であり、憲法によって、権力者の行動を制約するという立憲主義の立場を変更すべきではなく廃案にすべきではないかと考えるが市長の所見を問う。

**答** 集団的自衛権の行使は、自衛の域を超えた拡大解釈に繋がる懸念が懸念され、憲法の本旨に反する恐れがあるものと考えている。





原田 秀明 議員

## 小中学校の いじめ問題について

**問** 宿毛市では子供たちが、いじめの被害を伝えやすい特別な工夫などはしているのか問う。

**答** 教育研究所の中に、子供支援ネットワークという専用ダイヤルと支援を行うソーシャルワーカーを設置、常時ではないがスクールカウンセラーや不登校支援員を配置して、児童からの相談を受けやすい環境づくりをしている。

**問** いじめが発覚した場合宿毛市では、解決に向けて誰がどのような対応をするのか問う。

**答** いじめの問題はいかに迅速に対応できるかが一番大切だと考えている。子供たちの発する危険信号を認識した場合は、校長などの管理職に速

やかに報告し、学校全体の組織力を持って指導に取り組みようとしている。家庭の深い愛情や支えや厳しさなど、家庭と学校そして地域社会など関係者が一体となって取り組むべきであるとも考える。

**問** いじめ問題に対する今後の教育長の考えを問う。

**答** いじめ防止等はすべての学校と教職員が自らの問題として、徹底して取り組むことが重要な課題であると考え、いじめを含めて児童・生徒の問題行動へは早期に見見・対応をすることとしている。いじめを認知した教職員についても問題を一人で抱え込むのではなく、学校全体で対処することと考えている。いじめの側への指導や措置についても、厳しい対応策をとることも必要と考える。

## 宿毛市推奨品 認定制度について

**問** 平成二十一年の施行から現在までの認定件数とこれまでの評価を問う。

**答** 宿毛市の産業の振興に寄

与することを目的に、現在まで海産物やお菓子、酒類など二十六件の申請がありその都度審査会を開催して、すべてを推奨品認定した。現在の件数は十六件となっているが制度の認知度が高いとは言えない。認定品については、ふるさと納税の返礼品や市外のイベントなどに出品やPR活用をしている。

**問** 今後の宿毛市推奨品制度の磨き上げや対象品の見直しについて問う。

**答** 施行時より食品のみを対象としていたが眠っている商品を引き出すのであれば、食品以外や原材料の認定も一つの方法であるので検討している。

**問** 行政も商工振興の後押しを積極的に行うべきだが、推奨品制度と連動した商品のPRやフォロワーについての考えを問う。

**答** 今後については、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略において宿毛市推奨品拡大事業を提案している。今後産業界におけるアンケートなどを製造業者へフィードバ

ックし、さらなる磨き上げと販路拡大を目指していく。



高倉 真弓 議員

## 防犯対策について

**問** 宿毛湾港新田地区公園内のトイレに防犯カメラが設置されたが、その後の被害状況を問う。

**答** ご質問のトイレについては、器物破損等のいたずらが多発したため、昨年十月に子供見守りカメラを設置している。設置後は被害届を提出すべきいたずらは発生せず、カメラの設置効果が出ているものと考えられる。

**問** 公共施設の防犯対策、カメラの設置について問う。

**答** 防犯上問題があると考えられる箇所に、防犯カメラの設置を行っている。市民の安心について、個人情報

保護の観点からも法令等に照らし、必要な対策を講じていきたい。

**問** 学校施設の防犯対策、防犯カメラについて教育長に問う。

**答** 沖の島小学校を除く十三校について業者に警備業務を委託し対策を講じている。防犯カメラについても設置しており、夜間や休日の防犯対策として既に十分な対策を講じている。ソフト面では子どもたちの防犯意識を向上させることも非常に大切なことであると考えており、適切な指導を行っている。

**問** 防災上のカメラが犯罪抑止にもつながると考えられる。防災、防犯の共用の検討を問う。

**答** 防災情報伝達システムの拡張機能の中に、風水害等、災害時の情報収集手段の一つとして監視カメラが提案されている。今後システムを運用していく中で、財政状況も勘案しながら導入の検討をしてまいりたい。



## 河川や水路の整備について

**問** 中筋川河川の整備について、進捗状況と今後の見通しを問う。

**答** 中筋川を含む渡川水系の河川整備計画については、国土交通省と高知県が連携する中で、国管理区間、県管理区間、内水区間の対策について、災害発生の防止、軽減対策や適切な維持管理に努めていくこととしている。今後は、堤防の余裕高が不足する区間のかさ上げを実施し、整備区間における治水安全度の確保を図る。ヤイト川と芳奈川については、堤防及び護岸の整備、堆積土砂の掘削等を実施し、必要な河川断面を確保する。

**問** 市内には河床整備が十分でないために、ゴミ等が集積してしまふところが多々あると思うが、水路の管理について問う。

**答** ご指摘の水路はいわゆる青線で、以前は国有地で県の宿毛土木事務所が財産管理をしていたが、地方分権の流れの中で、宿毛市法定外公共物

管理条例を制定、地域住民の公共の用に供しているため、地域住民が維持管理してきた経緯がある。一斉清掃やクリンデー等でこれからも住民の方の維持管理をお願いしたい。



## 誘致活動について



山本 英 議員

**問** 六月議会では、自衛隊誘致は困難、寄港促進に取り組むとの答弁であった。寄港では宿毛の経済発展、人口増に有効な対策となりえない。寄港で得られる経済効果を問う。

**答** 平成十一年度からの十七年間で延べ七十三隻(自衛艦船二十九隻・クルーズ客船四十隻)、約一万九千人が来られている。これらによる明確な経済効果を積算したものはないが、多くの方々が訪れることで、地域経済に大きく貢献するとともに、港の利活用の促進や特産品のPRにも大きくつながっていると考えている。

**問** 日本プロジェクト産業協議会が海底資源の掘削について二十八年から実証作業に入るようである。この探査船、掘削船等の母港化、精製プラ

ントの誘致を検討すべきではないか問う。

**答** 提案の内容は宿毛のハンディとなる都市部との距離・時間などの影響のないものであり、今後検討していく。

## 誘致活動に重要な安全保障観について

**問** 某新聞社の調査に安保法案は憲法に反すると答えたようだが、なぜ違憲なのか問う。

**答** 我が国の自衛権については独立国として当然に認められていると認識しているが、憲法九条のもとにおいて認められる自衛権の発動たる武力の行使は、政府が従来から認めている我が国に対する急迫不正の侵害があること。この場合にこれを排除する最適な手段がないこと。必要最小限の実力行使にとどまるべきこと。この三要件に該当する場合に限定されていると認識している。集団的自衛権の行使に関しては関係国との多様な自衛での判断が求められ、自衛の域を超えた拡大解釈につながるものが懸念され、政府が認めてきた自衛権の発動

たる武力の行使と認められない事例が想定されることから、憲法の本旨に反するおそれのあるものと認識しているからである。

## 防災について

**問** 災害対策本部は装備品や全般の指揮統制からは庁舎に固定する方が望ましい。現在の職員数では何直体制がとれるのか問う。

**答** 被災状況によっては、速やかな職員参集が困難な場合や全職員が参集できないといった事態も想定されるが、発災後の時間軸によって二交代制、三交代制の構築に努めてまいりたい。また、来年度、南海トラフ地震発災後の復旧活動を円滑に行うため、あらかじめ遺体安置所や瓦礫の一時保管場所等を決めていくための応急機能配置計画を策定予定である。本計画と策定済みの業務継続計画が両輪となり、発災後の迅速な災害対策本部の設置と運営につながるよう取り組む。



山戸 寛 議員

## 市立保育園の職員体制について

**問** 市立保育園の正規職員と臨時職員の比率について問う。

**答** 今年四月現在、保育士の正規職員は五十六名、臨時的任用職員は十九名となっている。

**問** 臨時保育士の経験者、契約の更新回数、多い方では二十五年以上と聞いている。実際どれだけの方が、長期にわたって毎年度の更新にに応じてくれているのか問う。

**答** 通算勤務年数は様々であるが、二十年程度の職員が少数おり、その他は六か月から六年程度の職員が多数を占めている。

**問** 現在の臨時職員の契約期間は四月二日から翌年の三月三十一日まで一年三百六十五

日の中、三百六十四日となっている。この方々の賞与は年に何回支給されているのか問う。

**答** 四月一日から翌年三月三十一日の雇用なら年に二回支給している。四月二日からの場合には、六月の基準日時点では二か月未満の勤務日数になるために、六月の特別賃金は支給していない。

**問** この方々は勤務内容が正規職員と全く同じであるにもかかわらず、年の中たった一日足りないために、何年何回再契約を繰り返しても一切夏の賞与はもらえない。基準日という観点から、十二月、一月、二月、三月、四月、五月、賞与という点では、全くのただ働きにされている。この点について所見を問う。

**答** 今後、保育現場と再度協議をする中で、雇用形態や改善点について真剣に検討して行きたい。

**問** 臨時職員とは言え、保育現場のベテランである職員が、毎年三月が近づくとまた来年も契約してもらえないかどうか、不安を抱えて困惑する。毎年

毎年の契約更改ではなしに、一定期間継続して、夏のボーナスも支給できる安定した雇用形態をとるべきではないか問う。

**答** 保育士の確保は非常に重要だと考えているので、今後調査研究して行きたい。

**問** 総務省では、本格的な業務に従事することができ、かつ複数年にわたる任期設定が可能である場合には、臨時職員から任期付職員への転換の検討を促すような内容の文書が既に出されている。この制度、市立保育園の臨時職員にも適用可能ではないか問う。

**答** 民間委託や保育園の統合などの見通しが確定していない現時点では、この制度の適用は難しいと考えるが、より質の高い人材を集め、保育サービスを充実して行くためにも、雇用条件を見直して行くことは課題であると認識している。県内市町村の動向はもちろん、先進的な取り組みを取り入れている市町村について、調査研究して行きたい。

**答** 法規制の範囲内であっても、周辺環境と調和が必要と考える。同様の案件が生じた時点で検討したい。



川村 三千代 議員

## 太陽光発電システムについて

**問** 宿毛市における太陽光発電の現状について把握されているか問う。

**答** 当システムに関しては市町村に対する許認可や届け出義務がないので、設置の数等について詳細は把握していない。

**問** 土佐清水市では景観を乱すとの観点から反対運動が起きている。又、四万十市では、環境保全に配慮がなされていないこのシステムの設置に関して、何らかの制限を設けようとしている。宿毛市の取組み、対応について問う。

**問** 西南中核工業団地内にも設置されているがどのように考えているのか問う。

**答** 一区画で太陽光発電のみを行なうのは、農村地域工業導入実施計画の中で導入すべき対象業種に含まれていない。工業団地の造成の目的は幡多地域の雇用の創出であり、雇用を生まないこの事業の進出は遺憾に思っている。今後どのような対応が可能か県とも研究していきたい。

**問** 南海トラフ地震による市街地の長期浸水が想定されているが、それに備えての河川・海岸堤防の津波対策はどの程度進んでいるのか問う。

**答** 県の計画によると、満潮時に海水が市街地へ流入しないよう堤防のかさ上げ、強化に向け、松田川堤防、新田、高砂、小深浦西側の海岸を平成三十一年度、片島、大島北側、小深浦東側海岸を平成三十六年度までに完成、大島南側海岸を平成三十七年度着手することとし取り組んでいる。

## 河川・海岸堤防の津波地震対策について

## 市長の市政への取り組み、姿勢について

**問** 今期限りと表明された市長にとって、残る任期もあとわずかとなったが、これからどのような姿勢で市政に取り組むのか、この四年間の思いも含めて問う。

**答** 就任した年、東日本大震災が発生し、何より自然災害から市民の生命、財産を守る、それを最重要課題として全力で取り組んだ。県の産業振興計画と連動し、各分野で成果をあげ、産業祭をはじめ様々な催しを通し、地域振興に努めてきた。プロフェッショナルな職員に支えられ、市民の皆様からご提案、ご意見を賜り、市長として又、それ以前の市、県議会議員として四半世紀にわたり、地域を発展させたいとの思いで力を尽くしてきた。すべての皆様に心からお礼を申し上げる。

残された期間、今までのことも総括しながら、次の市政につなげていけるよう職員と一体となって事業を進めてまいりたいと思っている。



野々下 昌文 議員

## 地方創生への取り組みについて

**問** 本市の人口ビジョンの基本的な方向性、取り組みについて問う。

**答** 平成十二年以降、死亡者が出生者を上回る自然減少と転出が転入を上回る社会減により、深刻な人口減少局面に

入っている。基本的な方向性として、U・I・J・ターンズの促進、子育て環境の充実、安定した雇用の確保、結婚、出産支援策の充実を通じ、子育て世代の安定移住を促進し、若年層の流出を抑制するとともに、人口維持に必要な合計特殊出生率の上昇を図っていく。

**問** 県内で近年増加している外国人観光客に対し、近隣市では、積極的なアジア向け外交戦略を展開している。今後の海外戦略について所見を問う。

**答** 訪日外国人が一千万人を超え、中国やアジア地域から多く訪れている現状を踏まえ、新しい人の流れを作るには、海外へ積極的に発信することは、大変重要と考えている。現段階では、県単位、広域での対応が効果的であると考

えており、今後も、県や関係市町村と連携を図り交流人口の増加に取り組んでいく。

## 子供の貧困について

困であることを意味している。子供貧困対策法、又、対策大綱などの国の動きについての認識を問う。

**答** 国が子供の貧困対策や大綱などを設けたことは、状況が大変な事態になっている表れではないかと思う。貧困は、子供の生活や成長に、さまざまな影響を及ぼす。

生まれ育った家庭の事情等に左右されないように、子供たちの成長環境の整備、教育を受ける機会の均等を図る貧困対策は極めて重要であると認識している。

**問** 本市の現状についてどのように把握されているのか問う。

**答** 独自の指標の設定をしたり、貧困率を算出するなど、現状を数値化することは困難であるが、生活の困窮などにより望ましい食習慣や、生活習慣が形成できず、年齢に応じた発育、発達状況、生活状況に問題のある子供や、十分な学習の機会が与えられていない子供が存在している現実があることは把握している。

**問** 生活困窮者自立支援制度では、任意事業として子供学

習支援が組み込まれている。今後の学習支援について本市の方向性を問う。

**答** 家計相談事業以外の任意事業は行っていないが、中学校三校での放課後学習事業や五校で放課後子供教室事業を行っている。今後、他市町村の実績や取り組みなども確認し、財政的な負担も考慮し、来年度の任意事業について検討してまいりたい。



川田 栄子 議員

## 行政課題への取り組みについて

**問** 公的な役割を果たす自発的な活動や、団体に対して、支援が必要と考えるが、所見を問う。

**答** 民間による自発的な活動や、団体設立については、公共性に基づいて内容を精査し、できる限り支援していく。

**問** 行政が、住民に信頼されなければいけない。行政と市民との再構築についての見解を問う。

**答** 市職員として、使命感をもち市民生活の向上に向け、全体の奉仕者であることを認識し、信頼される職員を目指して取り組んでいく。職員の意識改革については、今後も、職員の士気の高揚と住民サービスの向上に努めていく。

**問** 行政成果を出すためには、縦割り構造を変えることが重要と考えるが、所見を問う。

**答** 課を超えて対応が必要な業務については、横断的に連携して対応している。今後も、情報共有を徹底していく。

## 若者支援と子育て支援について

**問** 一次産業の後継者は、出会の場が少ない。情報の力を使って、宿毛の良さを全国発信してはどうか。また、出会の場の必要性について問う。

**答** 各分野に後継者対策が求められており、結婚支援を充

実させることが、少子化対策にもつながると考えており、結婚できる環境づくりに取り組んでいく。また、出会いの場の創出は、人口減少に歯止めをかける施策として大変重要と考えており、支援策については、総合戦略の今後の協議を見て対応していく。

**問** 安心して子育てできる社会環境の整備が不可欠と考えるが、所見を問う。

**答** 人口減少に歯止めをかけるためには、子どもを産み育てる世代の流出をとめ、呼び込む施策が最も重要だ。現在策定中の宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に子育て世代の定住、移住を促進する事業を盛り込んでいきたい。

## 山間地の公共交通について

**問** 山間路線は、交通対策というより、福祉行政の一環として考えるべきだ。お試し運行の結果を受けての今後の対策を問う。

**答** 今年度、コンサルタントに委託して、九月から橋上地

域、小筑紫地区の一部で調査研究を行うことにしており、地元の方と協議を行う予定で、将来にわたって持続可能な運行体制について考えていきたい。

## 小筑紫保育園保険未加入問題について

**問** 小筑紫保育園新築工事の火災後の進捗状況と、保険加入の確認体制について問う。

**答** 十二月完成に向け、八月末の進捗状況は四五％で計画通り履行できている。今後、保険の未加入を防ぐため、証券等のコピーを提出させるなどのチェック体制で対応している。



## 国保財源の運営について



山岡 力 議員

**問** 宿毛市では中学校終了まで子供の医療費を無料化しているが、国は安易な受診が増えるとして、国庫負担金を減額している。医療費無料の恩恵を受けているのは国保加入者だけではなく、他保険の加入者も同じように恩恵を受けている。本市では一般会計から国保会計への繰り入れは行われていないが、受益と負担の公平性からも、国庫負担金減額分を繰り入れてはどうか見解を問う。

**答** これまで、法定外に一般会計から繰り入れることは、国保加入者以外の方に負担を求めることになることから、原則行わない運営をしてきた。しかしながら、子育て支援策の安定化を行った実効性のある福祉施策に対し、国保保険者のみが負担を強いられてい

ること。また、厚生労働省からも国庫負担金の減額相当分については、一般会計による所要の措置を講じられたいとのお知らせされていることから、国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申を踏まえて検討していきたい。子供医療費の助成事業は、国が一定の責任を負うべきものと考えられるので、地方単独事業に伴う減額調整措置の見直しに向けて、他市町村とも連携をとりながら、国に要望をあげていきたいと思っている。

## 公用車使用について

**問** 現在私人である森本元防衛大臣の送迎に公用車を使用した件が新聞紙上に掲載されると不信に思う事は当たり前と考えるが、見解を問う。

**答** 公用車を使う場合、相手が公人という形だけでなく、私人に対しても会社に対しても、行政上市民のために資する事であれば、公用車を使用する。森本氏は非常にいろんな情報を持たれている方であり、宿毛湾港等を視察していただき、その活用について何かご意見等がいただけるのではないかと



との思いで行ったものである。

## 海上自衛隊誘致について

**問** 要望書を何度も読み返しても、市長の言う艦船誘致致とする文言は見つけられない。要望書にうたわれたそのものを要望していると言ったほうがすっきりするのではないかと問う。

**答** 私が望んだのは、南海トラフの巨大地震に対して、宿毛市には自衛隊の応援が届かないことが県の調査でもわかっている。非常に孤立してしまっている状況の中でこの宿毛湾港を利用して防災上の対応が有効に利用できるのではないかと強い思いもあって、自衛隊の寄港誘致、あるいは燃料や水の補給など総合的な役割を持つ自衛隊の、そのような活動が欲しいという要望をしてきたものである。



濱田 陸紀 議員

## 消防団の組織改編と定数削減について

**問** 市政懇談会で消防団の定数削減について提案がされたとの話を聞いた。

**答** 消防団とは、地域防災力の中核として市民の生命、財産の番人として代替のできない存在である。三・一一以来、何処の自治体もいざと言う時、一番頼りになるのが地域の消防団である。削減理由について問う。

**答** 消防団組織については、八分団を二十四部、四百九十八名体制で活動している。現在は定数を確保できているが人口減により団員確保が難しい状況が出てきている。今計画は人員削減のみを目的としたものではなく、詰所を集約して最低限の初動人数が確保できれば、火災対応が速やかにできること、さまざまな事情により団活動に従事できない

い団員もいることから、削減しても機能は維持できると考えている。再編計画については、今後も話し合いをしてみたい。

**問** 各地区に自主防災組織が組織されている。災害時の活動について消防団関係者による訓練、指導等はどの様に行われているのか問う。

**答** 自主防災組織からの要請があれば、消防職員が地域に出向き、消火訓練、救急法、各種災害に対する対処法を指導している。

## 消防屯所の高台への統合移転について

**問** 高台に屯所を新築すれば、津波への対応はよいとしても近くに消防屯所があれば、いざという時、必ず近くの団員が駆けつけてくれる。それが一キロ、二キロ先の高台まで消火機材を取りに行く間にボヤで済むものが延焼し大火事になる場合がある。私は一か所の高台移転は反対である。所見を問う。

**答** 大きな津波が来た場合に、

屯所も車両も資機材も、すべて流される状況になったら、後の復興復旧は全くできない。そういうことに対応するため、地域の皆さん方との合意を頂く中で高台に移転して再編できるところは再編してゆくの有望ましいと考えている。

**問** 大島地区は、津波が来て橋が決壊すれば、陸の孤島となる。今の屯所を小深浦の方に統合することは、小さなボヤが大火となるおそれがあり人口が集中している大島、片島には屯所を置くべきと考えが所見を問う。

**答** 本市の消防団詰所は昭和四十年から五十年に建設されたものが九割でほとんどが補

強ブロック造りであることから建て替えが必要である。大島の詰所については、大島橋の落橋により同地区が孤立するおそれがあることから、島内の高台に移転新築を計画している。



## 人事案件

平成二十七年第三回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって、同意しました。

### ○教育委員会委員の選任

増田 全英 氏（再任）

# 行政視察報告

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

## 【総務文教常任委員会】

日時 七月二十八日(火)

午前十時より

視察地 島根県雲南市

視察テーマ

「地域の再生・創生に向けた取り組みについて」

雲南市(うんなんし)は島根県の東部に位置し、松江市、出雲市と接する人口約四万人の都市です。

総面積五百五十三・十八平方キロメートルの大半が林野で、豊かな森林や河川などの自然と、市民の生活が融合されたまちづくりが整備されています。

雲南市は、まち・ひと・しごと創生事業にいち早く着手し、検討し、人口問題や地域課題の解決に必要な施策を盛り込んだ「雲南市総合戦略」を、今年三月に公表しました。

この戦略では「子どもから

大人までのチャレンジ」を中心としたプロジェクトに取り組んでいます。

本委員会としては、「地域の再生・創生に向けた取り組みについて」を視察テーマとして、

- 若者の流出を防ぐための雇用の場の確保について
- 移住促進に向けた取り組みについて
- 出合いの場・結婚問題についての取り組みについて
- 施策推進における地元の理解と協力や、課題への取り組みについて

などといった点について、質疑応答を交えながら研修を行いました。

日時 七月二十九日(水)

午前十時より

視察地 岡山県総社市

視察テーマ

「英語特区について」

総社市(そうじゃし)は岡山

県の南西部に位置し、岡山市と倉敷市に隣接する、温暖で雨が少ない瀬戸内海特有の気候に恵まれた、人口約六万七千人の都市です。

総社市では、昨年度から、子どもたちに豊かなコミュニケーション能力と国際的視野を身に付けることを目標に掲げ、子どもの数の減少が激しい山間地域内の、幼稚園二園・小学校二校・中学校一校を「英語特区」として指定し、一貫性のある特別な英語教育を提供する事業をすすめています。また、市外や他地区から各校への受け入れを行うことにより、人口減少の歯止めも見込んでいます。

## 【産業厚生常任委員会】

日時 八月四日(火)

午前十時より

視察地 島根県邑南町

視察テーマ

「日本一の子育て村を目指す取り組みについて」

邑南町(おおなんちょう)は島根県中南部の山間地に位置する人口約一万一千人の町です。主要産業は農林業で、広島市から高速道で一時間との立地

の良さから、観光サービス業にも力を入れています。

高齢化率が四〇%を超え、右肩下がり的人口減少が続いていた邑南町では、平成二十三年度より若者の定住促進と出生率の向上を目指す定住プロジェクトを開始しました。このプロジェクトの柱として、地元食材を活用する「A級グルメのまちづくり構想」と子育てしやすい環境整備を行う「日本一の子育て村構想」を掲げています。

本委員会は、主に子育て支援の取り組みについて調査しました。

日時 八月四日(火)

午後二時より

視察地 広島県安芸高田市

視察テーマ

「住民との協働のまちづくりについて」

安芸高田市(あきたかたし)は、平成十六年に六町の合併により誕生した人口約三万人

の市です。広島市に隣接し、中心部の交通の利便性は良いものの、市内は大小の山に囲まれ、面積の約八割を森林が占めています。

安芸高田市では、合併により住民の声が行政に届きにくくなることを防ぎ、住民と行政の共存によるまちづくりを推進するため、三十二の地域振興組織を市内全域に設置しました。

これらの地域振興組織は「自らの地域は自らの手」という自立的な住民自治活動を行うため、集落を基層とした大字単位、小学校区単位で組織されています。

本委員会では、主に地域振興組織の取り組みについて視察研修を行い、

- 設立の背景と組織の概要
- 活動状況と課題
- 行政の具体的な支援内容
- 川根振興協議会の取り組みなどの点を調査しました。

\*詳しい報告内容は、紙面の都合で割愛させていただきます。

なお、宿毛市議会ホームページに報告書全文を掲載しておりますのでご覧下さい。

## 各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
氏名	川田 栄子	川村 三千代	原田 秀明	山岡 力	山本 英	高倉 真弓	山上 庄一	山戸 寛	岡崎 利久	野々下 昌文	松浦 英夫	寺田 公一	宮本 有 二	濱田 陸 紀
番号														
請願第1号	採択	不採択	不採択	採択	不採択	採択	採択	採択	議 長	不採択	採択	不採択	不採択	不採択
陳情第5号	採択	不採択	不採択	不採択	不採択	採択	採択	採択		不採択	採択	不採択	不採択	不採択

## ■議会報告会の開催について■

議会活動の状況を市民の皆様へ報告し、市政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対するご意見を直接お聞きする機会とするため、次の日程で議会報告会を開催いたしますので、皆様の積極的なご参加を賜りますようご案内いたします。

◎開催日、会場（各会場とも2時間程度の予定です）

- 平成27年11月11日(水) 午前9時～鶴来島離島センター
- 午後1時～沖の島開発総合センター
- 午後7時～宿毛市役所3階 委員会室

## ●議会用語Q&A

Q 採択・不採択とは。

A 議決のうち、請願・陳情について、これを肯定する議会の意思決定を採択、否定する意思決定を不採択といいます。

## ★会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。  
詳しくは「会議録」をご覧ください。  
九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。  
市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。  
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。  
なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

## 〈編集後記〉

今年も早いもので残すところ二ヶ月となりました。  
秋はまさにスポーツの秋、芸術の秋といわれます。  
市内各地で運動会やスポーツ大会、展覧会が開催されています。  
九月議会においては、議会に新風を送った新人議員をはじめ十人の議員が登壇し、市政全般について活発な議論が行われました。  
今後においても私たち議会としても行政の執行状況についての監視役としての役割を明確にする中で、市民福祉の向上に懸命の努力をいたす所存であります。  
市民の皆さんの積極的なご指導並びにご意見を賜りたいと存じます。

## 〈編集委員〉

- 松浦 英夫
- 山本 英
- 高倉 真弓
- 野々下 昌文
- 寺田 公一